

整理番号	市民意見	市の考え方
1	<p>柏原市庁舎建設に反対します。市の今後の財政見通しは、高齢化、人口減少、インフラの修繕等、現状以上に悪化する可能性が大であります。また、市立病院の黒字化もいつになるのかわかりません。このような状況で10500平米の市庁舎を起債で建設するのは、子孫に大きな負債を背負わせ財政破綻への道を拓くものでしかありません。地震でどのような被害を被るかを想定し、データの保全、人命の確保ができればリフォームで対応すべきです。市民の幸福を増大させるための市庁舎建設が、未来をつぶす可能性の方が大きいと思います。</p>	<p>本市では「市民の安全・安心」確保のため、庁舎整備に取り組んでいます。ご意見のとおり、本市は厳しい財政状況にあつて「柏原市行財政健全化戦略(第2期)」や「市立柏原病院新改革プラン」による行財政運営の健全化を図っているところであり、庁舎整備にあつても、将来大きな負担とならないよう「財政負担の軽減」を念頭に進めています。耐震性のある別館の継続使用で新築面積を8500平米とすることや、財源的に少しでも有利になるよう起債充当額の約23%の交付税措置(地方交付税として市に交付)があり、庁舎の耐震整備の促進のために創設された起債(市町村役場機能緊急保全事業)を活用することなど、次世代への負担軽減も図ることに取り組んでいます。そして、老朽化した本庁舎を継続使用する場合、人命を確保する耐震補強工事に加え、コンクリートの長寿命化を図る中性化対策や雨漏り対策の他、庁舎内の機械設備の更新などが必要となり、相当な期間と事業費(平成24年調査時点で外壁補修工事等を含み約20億円と試算。中性化対策の内容によっては、約2年程度の期間、さらに費用が増となる。)を見込まなければならないと考えています。また、そのままの庁舎形態では、危機管理棟の建設、市民が利用する通路や待合スペースの拡充、多機能トイレやバリアフリーの改修など物理的に対応できないものがあることから、新庁舎を建設することとしています。</p>
2	<p>DB方式で現在の敷地内での建替えに賛成。庁舎面積は10500平米程度で良いかと思うが、庁舎内に老人福祉センターを設置できないか。</p>	<p>自治体の庁舎には、災害発生時においても災害への応急対策等の実施や優先度が高い通常業務を継続しなければならない役割があります。そのため、本市は耐震性能の高い庁舎の整備を進めているところです。この整備においては、交付税措置のある起債「市町村役場機能緊急保全事業」を充当する財政計画を立てていますが、この起債は本庁舎と本庁舎以外に分散している教育委員会庁舎などを入居させる整備に充当できるものとなっており、老人福祉センターなどを設置する場合は、その区画については交付税措置の対象外となります。本市では、老人福祉センターは高齢者福祉施策として今後のサービス提供のあり方を踏まえ、施設のマネジメントを行ってまいりたいと考えています。</p>
3	<p>他に道の駅等併設できれば良い。民間経営なら面積増もやむを得ません。</p>	<p>道の駅を設置するためには、来庁者用とは別の駐車場が必要となり、リビエールホールの利用者の駐車スペースも考慮すると、敷地面積から難しいと考えます。現在のところ、コンビニエンスストアなどを敷地の空きスペースに誘致して、地元製品の販売等に取り組む方針です。</p>
4	<p>駐車スペースの問題ですが、庁舎を上には伸ばせば解決します。</p>	<p>駐車場を主に考えると、ご意見のとおり庁舎の階層を高くすればスペースは確保できますが、新庁舎の建設を主に考えると、階層が高くなることで免震装置の設置や昇降施設の増が必要になると考えられます。いずれにしても、メリット、デメリットがあり、これらを総合的に検討して、基本計画において駐車スペースや庁舎の階層などをお示しする予定です。</p>

整理番号	市民意見	市の考え方
5	河川敷との一体化ですが堤防の階段を幼児や高齢者に配慮を要します。	「環境に優しくまちと調和した庁舎」という基本方針の中の「大和川への眺望についての配慮」へのご意見と考えますが、河川敷を含めた一体的な整備をすることではなく、周辺環境に馴染むよう庁舎の外観等を検討するという事です。
6	新築ですので議場の傍聴席の改善を要望します。	議場とともに、一体的に検討しています。
7	福利厚生室の理髪室へは絶対反対です。	庁舎規模を算定するために、国等の基準を使用しています。基本計画では導入する機能を設定し、必要な庁舎規模を算定します。福利厚生用の理髪室は導入しない考えです。
8	基本構想の中にはアンケートだけの民意しか入っておらず、また、建替えに関しても重要な部分が入っておりません。	今回の基本構想案は市民意見を求めるための案で、これまでの議員の代表を含めた検討会における意見や、庁舎研究報告書の市民アンケートでの意見を踏まえて作成しています。基本構想の策定にあたっては、今回の意見募集で得られた市民意見も参考にしてまいります。また、建替えに関しての重要な部分が入っていないのご意見については「何階建てになるのか」、「概算事業費がいくらになるのか」など、具体的に示されていないということだと推測しますが、これらについては、基本計画案でお示しする予定です。
9	建設資金等について、国からの補助金のようなのですが、全額給付してくれるのですか。	庁舎建設についての補助制度はなく、今回の財政計画では、交付税措置のある起債の活用を計画しています。この起債は充当率90%のうち75%分に交付税算入率30%があるもので、起債の同意が得られれば、充当額の約23%が交付税として交付されることになります。
10	現役の時は、建築設計事務所に勤務しておりました。一級建築士です。今は引退して仕事からは離れております。町会では自主防災組織委員です。昨年9月防災会議で建物の耐震について話したことがあります。その話したことは、「外出中に地震に見合われた時、近くの公共の建物に逃げ込みなさい。」、「公共の建物は、一般の建物(住宅)より耐震性に優れています。」、「ランクはありますが、公共の建物とは、庁舎・警察・病院・学校等です。」現在の庁舎の耐震性能が不足しているのは残念ではありません。市民(柏原市)の恥です。一日も早く「総合耐震計画基準」に満足して庁舎の建設を希望いたします。柏原市庁舎建設基本構想(概要版)(案)拝見いたしました。大部分問題はないと思います。ただ一点IV新庁舎建設事業の進め方の(2)事業スケジュールについて発注方式は「分離発注方式」で進めて下さい。	分離発注方式では、設計業務期間と建設工事期間の間に「建設工事費積算期間」と「発注手続き期間」が必要となります。ご意見のとおり、耐震性能のある庁舎の早期整備に着手することを第一に考えると、この「建設工事費積算期間」等の短縮が図れる設計施工一括発注方式は有効的な事業手法と考えます。現在、検討している設計施工一括発注方式は、基本設計に基づく具体的な数値等を条件に「実施設計から建設工事まで」を発注するものではなく、基本計画に基づく性能を条件として「基本設計から建設工事まで」を発注するものです。この方法であれば、基本設計に基づいた発注よりも、実施設計までに本市の要望等を反映する機会が増えるものとなります。また、設計施工一括発注方式では、発注者において設計変更等の必要性や変更金額等のチェック体制の確保が必要とされており、専門部署の設置や第三者によるチェック体制(コンストラクション・マネジメント業務など)を整えることで、設計変更等における妥当性の確保に努めたいと考えています。

整理番号	市民意見	市の考え方
11	<p>柏原市は早期健全化団体に近づく赤字財政です。耐震補強と緊急性の高い修理と改装を速やかに行う本庁舎補修事業に変えるべきである。その上で約10年間、新庁舎建設用資金を積み立てるべきである。</p>	<p>本市では、厳しい財政状況にあつて「柏原市行財政健全化戦略(第2期)」による行財政運営の健全化を図っているところ。この結果、平成28年度決算において収支均衡の決算となり、引き続き、行財政健全化に努めてまいりたいと考えています。この「本庁舎補修事業に変えるべき」とのご意見については、老朽化した本庁舎を継続使用するためには、補修工事の域を越え、人命を確保する耐震補強工事、コンクリートの長寿命化を図る中性化対策や雨漏り対策の他、庁舎内の機械設備の更新などが必要となります。財政的には、これらのうち耐震補強工事やコンクリート中性化対策などには交付税措置のある起債がありますが、全体事業費の一部としかならず、また、この起債を活用する場合、長寿命化(一般的な例:耐用年数60年程度の鉄筋コンクリート構造物を目標耐用年数80年にする長寿命化)を図る必要があります。そのため、相当な期間と事業費(平成24年調査時点で外壁補修工事等を含み約20億円と試算。中性化対策の内容によっては、約2年程度の期間、さらに費用が増となる。)を見込まなければならないと考えています。また、庁舎形態はそのままとなることから、危機管理棟の建設、市民が利用する通路や待合スペースの拡充、多機能トイレやバリアフリーの改修など物理的に対応できないものが残ることになります。</p>
12	<p>防災拠点は①地震・山崩れの場合、リビエールホールに、②風水害の場合には、大和川河川事務所の新庁舎を活用すれば、効率的で危険分散して市民を守ることができる。本庁舎を防災拠点とする必要なし。</p>	<p>自治体の庁舎には、災害発生時においても災害への応急対策等の実施や優先度が高い通常業務を継続しなければならない役割があり、その役割を「防災拠点となる庁舎」としています。ご意見のとおり、避難所としての機能も有しますが、本市には「柏原市地域防災計画」に基づき、各地域に「地震」、「洪水」、「土砂災害」、「大規模火災」の避難所があります。(平成30年2月時点の避難所等については、2015保存版柏原市総合防災マップをご参照ください。)</p>
13	<p>大阪府庁舎の補強・補修を見習ってください。3～4年かかる新庁舎建設は危険である。一日も早く耐震工事に着手して下さるようお願いします。</p>	<p>老朽化した本庁舎を継続使用するために必要な工事についての市の考え方は、整理番号11のとおりです。お示しした建設期間は「基本設計開始から建設工事完了まで」の期間です。耐震補強工事で中性化対策工事を行う場合においても、実施設計は必要となり、また、執務室内で補強工事を行うため仮庁舎が必要となることから、それらの設計期間や仮庁舎の設置期間を含めると耐震補強等が完了するまで約2年程度の期間を見込まなければならないと考えています。</p>
14	<p>待ちにまった新庁舎の建設がスタート。楽しみにして無事に完成するのを祈っています。柏原市の将来像「市民が生きいきとしにぎわいにあふれているまち柏原」を目指して、第4次柏原市総合計画がスタートして8年目。庁舎建設の基本理念・基本構想を見る限りでは、満足しているものと思います。しかし新庁舎の整備方針の中で、「建設位置」現在地ありきで進められていますが、他所も検討されたのか?</p>	<p>建設位置の選定に当たっては、負担軽減のため新たに用地取得費を必要としない市有地を前提とし、また、既存施設の移転を必要としない市有地の条件【①既存施設において敷地規模に新庁舎のための余裕があること、②公園や広場など建築物等がない施設で新庁舎を建設し廃止としても代替となる同様の施設が近隣にあること、③既存施設があっても機能分離(地上/地下等)が可能であること】を設定して、「現庁舎敷地」、「平野こどもスポーツ広場」、「玉手浄水場」、「片山雨水ポンプ場」、「国分第二雨水ポンプ場」を抽出しています。その中から建築基準法の規定で想定延床面積10500平米の建築物が建てられる用途地域にある用地として「現庁舎敷地」、「玉手浄水場」、「片山雨水ポンプ場」を候補地とし、①まちづくりとの関連性、②市民のアクセシビリティ、③敷地の安全性(地震)、④敷地の安全性(風水害)、⑤防災拠点の機能性、⑥事業の実現性の6項目を評価して、総合的に評価が高くなった「現庁舎敷地」を候補地としています。</p>

整理 番号	市民意見	市の考え方
15	<p>建設事業の進め方で、DB方式と決めています但し評価手法が分かりません。特にコスト面での評価は？</p>	<p>現在、全国の自治体で多くの公共施設の整備が行われていますが、限られた財源のもとで、より効率的で効果的な公共施設の整備を行うため、従来方式である分離発注方式ではなく、設計技術を効率的に工事に反映できる方式や、民間ノウハウの活用を前提とした方式を導入する事例が増えています。本市においても財源が限られていることから、従来方式である分離発注方式の他、事例の多い「設計施工一括発注方式」、「PFI方式」、「リース方式」を選定し、比較しています。その中で、事業費に起債が充当できる方式であり、庁舎整備（建設事業者の選定から設計、施工完了までの建設期間）が早期に完了する方式を選定した結果、「設計施工一括発注方式」となったものです。コスト面については、従来方式は入札時の競争性、設計施工一括発注方式やPFI方式は民間ノウハウの活用による事業費の縮減など、どの方式にも一定効果があるとされています。本市では、建設事業者は公募型プロポーザルで募集し、選定することを考えていますが、競争性の確保のため、コスト提案を受ける予定です。</p>
16	<p>【構想の前提について】今般利用予定の事業債を所管する総務省消防庁の質疑応答集によれば、『庁舎の建替事業については、一般的に多額の財源を要し、地方公共団体の財政運営に及ぼす影響が大きいため、耐震補強ではなく建替えを選択すること（耐震補強後の耐用年数等を考慮したトータルコストと建て替えた場合のトータルコストの分析・比較等）、長期的視点に立った建設計画、予算及び財源確保などについて、住民の代表である地方議会も含めて十分な審議を行った上で、各地方公共団体において判断すべきものであることにご留意ください。』とあるが、(1)耐震補強工事と新庁舎建設のライフサイクルコスト比較についての資料はいつ、どのように公開されますか。(2)計画とコストを踏まえ、住民に対するフォーラム等はいつ、どのように開催する予定ですか。(3)住民フォーラム、住民説明会における市民の意見は今後どのように計画に反映させる予定ですか。(4)本事業に関しては、予算規模からみて、計画段階から議会の同意を得て進めるべき性質のものであると考えますが、市議会に対する今後の議案の提出予定を示してください。</p>	<p>(1)国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、新庁舎を建設しない場合は長寿命化対策を行うこととなります。そのため、耐震補強工事に加え、コンクリートの中性化対策を実施し、整理番号11の市の考え方で記述しました20年程度の長寿命化を図る工事となります。その場合、耐震補強工事と外壁補修工事等の関連工事を含め、平成24年の調査時点では約20億円程度が見込まれると試算されていますが、中性化対策の内容によっては、さらに費用が増えることが考えられます。この基本構想等の策定と合わせ、行政系施設のメンテナンスサイクルコストや今後の長寿命化の方針等を示す個別施設計画を策定中ですので、策定完了後、ウェブサイトで公表します。(2)まちづくり基本条例、第11条(3)市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針の策定又はそれらの変更に該当することから、市民への周知方法については、公式ウェブサイト専用ページを開設し、新庁舎建設に向けたこれまでの取組から現在の状況を公開、広報誌等では庁舎関連記事を掲載していく予定です。また、市民参加の方法については、図書館や老人福祉センター、健康福祉センターなどの統廃合を行う事業ではなく、現在の庁舎敷地に、現在の庁舎機能を保全する建替事業であることから、①市民の利便性は変わらないこと、②用地取得などについての住民合意などが発生しないこと、③都市計画マスタープランを実行する計画であることにより、住民説明会や公聴会の開催等ではなく、意見公募（パブリックコメント）としています。(3)意見公募で得られた意見も参考に基本構想等を策定します。(4)今回の基本構想等策定事業は、平成29年第3回定例会で補正予算案を上程し、市議会の議決を得て進めているものです。機会あるごとに市議会へご報告させていただいております。また、今後の庁舎整備の進め方などについても定例会等でご審議いただいております。基本構想・基本計画の策定後の定例会において、建設事業費の補正予算案を上程する予定です。</p>

整理 番号	市民意見	市の考え方
17	<p>【構想全体について】現在、政府与党である自民党の大阪府連、また大阪府・柏原市の与党である大阪維新の会がそれぞれ市町村合併を推進する立場を表明している。当市の地理的位置や地勢、人口規模、産業構造等を考えると、当市が将来的に他市町と合併した場合、新庁舎は新市の支庁となる可能性が非常に高い。こうした点を踏まえ、仮に情勢が進展して本庁集約方式がとられる場合などについても幅広く想定しながら、将来世代の負担や世代間公平にも配慮し、適切な財政規模の庁舎建設とすべきことについて計画に盛り込む必要があるのではないか。</p>	<p>基本構想を策定するにあたり、現時点で予測されていることを基本に策定しています。ご意見のような想定のもとで基本構想を策定することは難しいと考えます。しかしながら、将来世代への負担や世代間公平に配慮しなければならないと考えており、別館の継続使用や交付税措置のある起債の活用など、適切な財政規模の庁舎建設となるよう取り組んでいるところです。</p>
18	<p>【構想全体について】本構想においては、事業債の起債要件により2020年度までに建て替えを完了させるというスケジュールが示されていますが、下記大阪府の資料によれば、『事業債は、平成32年度までに庁舎の建替えが完了していることが起債要件ではありません』とあります。仮にそうであるならば、要件検討にもっと時間をかける余裕が出てくると考えられますので、まちづくり条例に基づき、住民の意見がより反映される新庁舎計画を作っていただければと思います。 http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/15682/00267649/genkou.pdf</p>	<p>ご意見にある『事業債は、平成32年度までに庁舎の建替えが完了していることが起債要件ではありません』は、「自治大阪H29年11月号相談室」の市町村役場機能緊急保全事業を活用した庁舎の建替えについてを参照されているものと思われますが、参照部分の前文に『(4)事業年度として、平成29年度から平成32年度までの4年間』と明記されています。また、参照部分の後段に『平成29年度から平成32年度までの各年度において同意を得た地方債の元利償還金の30%が基準財政需要額に算入されます。』と明記されていますように、本事業債の要件としては平成29年度から平成32年度までの4年間に予算化し実施するものとなっています。なお、庁舎建設に限らず、建設工事については年度内の完成が基本となりますが、災害など不測の事態が発生した場合、年度内に完成できない場合があります。このような場合、繰越明許として、市議会の議決を得て、事業完成年度を翌年度とすることができます。繰越明許が承認されますと、翌年度に工事を行い、工事受注者に対して、工事請負費を翌年度に支払うことが可能になるとともに、前年度に同意を得ていた起債についても、工事完成後に借り入れることができます。今回、参照していただいた『事業債は、平成32年度までに庁舎の建替えが完了していることが起債要件ではありません』は、不測の事態により建替えが平成32年度中に完成しなかった場合でも、起債の同意は可能であることを示されたものです。</p>

整理 番号	市民意見	市の考え方
19	<p>【1-1 新庁舎整備の背景基本構想の策定にあたってp.1】本庁舎の建設から50年を待たずして新庁舎の建設を行おうとしています。一般に、コンクリート建築物の物理的寿命は65年以上とされ、適切なメンテナンスをすれば100年以上利用可能であることを財務省や国交省が示しており、近年では長寿命化のための取り組みも実施をしているところです。こうした点を踏まえ、(1)現在の庁舎を建築する際における想定利用年数(設計寿命)は何年であったかという点と、(2)その想定利用年数に達することなく今回の建て替えに至ったという場合についてはその原因を、(3)また今回整備する新庁舎の想定利用年数(物理的寿命を何年と設定するのか)について、それぞれ示してほしい。</p>	<p>(1)現庁舎を建築する際の想定利用年数(設計寿命)ですが、現庁舎の建設当時は、一般的に耐久性を確保するための性能設計という考え方がなかったため、想定利用年数を設定した設計でなく、仕様規定に基づく設計が行われています。建築物の使用環境が良好な場合には、コンクリート躯体の耐久限度も60~65年程度と想定されますが、現庁舎については平成24(2012)年に行われた耐震診断と躯体調査の結果(「柏原市役所(本館)耐震診断・改修報告書」)から構造体の顕著な劣化が報告されています。(2)基本構想(案)のとおり、①施設構造物の老朽化、②耐震性能の不足、③ユニバーサルデザインへの対応が困難であるなどの課題や、「庁舎あり方検討会」での検討、「庁舎研究会」での継続的な研究、市民アンケートの実施、さらには熊本地震での教訓を踏まえ、建替えが望ましいとなっています。(3)新庁舎の想定利用年数については、新庁舎の構造体の耐用年数と設備機器の更新年限などから総合的に設定していくこととなります。例えば、国家機関の建築物の性能を定めている「官庁施設の基本的性能基準」(平成25年版)では、経済性に関する性能の一つとして、耐久性に関する性能基準があり、「官庁施設の使用期間については、原則として、65から100年程度を目安とすることを目標とする」と示されているため、これに準じたものとする予定です。</p>
20	<p>【1-3 新庁舎整備の背景現状と課題(2)現状と課題①施設構造物の老朽化p.2】1996年から2012年にかけて、コンクリートの中性化が見られたという記載があるが、躯体調査後のメンテナンス(表面被覆やアルカリ付与等の中性化抑制工事や鉄筋腐蝕部の補修抑制工事等)を実施しても効果がなかったということでしょうか。</p>	<p>効果については、メンテナンスが未実施のため不明です。柏原市新行財政計画(平成17年度から平成21年度)に「バブル崩壊の波が徐々に押し寄せ、その影響が予測された平成7年に庁内に行政改革推進本部を設置、平成9年には行政改革大綱を策定しました。これに基づき第一次・第二次の行政改革実施計画を策定し、事務事業の見直しや効率化、経費の節減、歳入確保などに努め行財政運営を行ってきましたが、財政状況は好転することなく、なお一層厳しい状況が続いています。」と記述しているとおり、平成8(1996)年当時から財政的に厳しい状況にあり、行政として優先すべき施策を優先してきた結果、庁舎のメンテナンスを実施できなかったという状況です。ちなみに、平成24(2012)年に行われた躯体調査(耐震診断に利用するためのもので、躯体から抜き取ったコンクリートコアを公的機関で中性化深さの測定試験を行ったもの)の結果に見られるように、確認されたコンクリートの中性化の進行は、一般的に通常のメンテナンスでの改善は難しいと考えます。現時点で中性化対策を実施する場合、外壁モルタルを撤去の上、打ち放しコンクリートの若返りシステムを施工することが考えられ、打ち放しコンクリートの若返りシステム(吉田工法:汚損修復、コンクリート強化、意匠性回復、超耐候性フッ素仕上)7,490円/m²、枠組足場2,500円/m²、養生シート490円/m²、外壁モルタル撤去2,210円/m²の合計(7,490+2,500+490+2,210)×経費率(1.4)=17,766円/m²程度が想定されます。また、耐震診断では、経年指標を新築を1.00とした場合で0.924(「柏原市役所(本館)耐震診断・改修報告書」)とされています。IS値はEo(保有性能基本指標)×Sd(形状指標)×T(経年指標)で算定するため、中性化対策の若返りで経年指数を1.00に近づけても、耐震補強が大きく軽減されることはないと考えられます。これによって中性化対策が必要ないということにはならず、今後、現庁舎を継続しようとする場合は、耐震性の確保と同時に、将来の中性化の進行を抑制する長寿命化を図らなければならないと考えます。</p>

整理 番号	市民意見	市の考え方
21	<p>【1-3 新庁舎整備の背景現状と課題(2)現状と課題②耐震性能の不足p.4】危機管理課の移転及び基幹系システムサーバの移転により、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針」と「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の要件は満たすことができたため、これらへの要件適合を庁舎建設の根拠として記載することは不誠実なのではないでしょうか。具体的に言えば、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」においては庁舎すべての建物・部署について構造体新指標を定めているわけではないと考えます。市庁舎内の一般室については、構造体Ⅲ類・建築非構造部材B類・建築設備乙類の要件(=大地震動後の人命の安全確保と二次災害の防止が図られていけばよく、機能確保までは求められない)が満たされていけばよいとされています。したがって、現庁舎の耐震改修の目標値をIs0.9と表現するのは適切ではなく、基準としてはIs0.6で十分と考えます。こうした点から、当市の現在の財政状況を鑑みて次のことを提案します。(1)構造体Ⅰ類・建築非構造部材A類・建築設備甲類が求められる部室が危機管理課及び基幹系システムサーバ室以外にもある場合はその部室を特定した上で新耐震基準を満たす建築物へと移転させる。(2)これらの部室のなくなった現庁舎は、防災拠点としての耐震改修を行う必要がなく、耐震指標の目標値もIs0.9からIs0.6に下がる。(3)耐震改修の目標値が下がったため、耐震改修コストは抑制でき、耐震工事(執務室内への筋交いの新設等)による職員の業務や市民サービスへの影響が抑制できる。(4)現庁舎の耐震工事という選択肢が、庁舎建て替えに比べてコスト優位性を持つか再検証を行う。なお、現在のところ、市が明らかにしている耐震改修のコストシミュレーションはIs値0.9を満たすもののみであり、Is値0.6を満たすものは示されていないという認識です。</p>	<p>ご意見にある現庁舎をI S値0.6に下げて改修する場合、平成24年耐震診断時のI S値0.6の耐震改修工事のシミュレーションにおいて、約15億円という事業費が試算されています。この事業費に外壁補修工事も含まれていますが、現庁舎を継続使用する場合は、国のインフラ長寿命化基本計画に基づく中性化対策が必要と考えます。また、市民が利用する通路や待合スペースの拡充、バリアフリー多機能トイレやバリアフリーの改修など物理的に対応できないものが残ります。その上でI S値0.9の危機管理棟は必要と考えています。ご提案のようにコストを抑制することは重要と考えておりますが、それでも多額の費用が必要となります。多額の費用をかけた整備を行うからには、利用される市民の利便性や快適性の向上も重視すべきと考えています。そのため、新耐震基準である別館の継続使用による建設費の抑制や、交付税措置のある起債を充当する財政計画を立てています。</p>
22	<p>【1-3 新庁舎整備の背景現状と課題(2)現状と課題③ユニバーサルデザインへの対応p.5】ユニバーサルデザインへの対応も重要ではあるが、そもそも住民が耐震性の低く、高齢者や障がい者にとっての障壁の多い庁舎の窓口へ足を運ばずに済むようにしてはどうか。仮に庁舎がユニバーサルデザインであったとしても、例えば庁舎の窓口までわざわざ出向くよりは自宅の近所で証明書等を取得できるほうが利便性は高い。これはあくまで一例であって、市役所をコンパクトにする仕組みづくり(建設費を圧縮する工夫)はまだまだ他にも考えられるが、例えばリスク分散と住民の利便性向上のため、コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付の導入検討を進めてはどうか。地方公共団体情報システム機構の調査によれば、導入モデルとして、イニシャルコスト1,600万円程度、年間運用保守コスト400万円程度、コンビニへの委託コストとして1通あたり115円程度というものが示されている。また、当市内にはこうした証明書の発行が可能なコンビニは15軒程度が存在する。また、コンビニだけではなく、市内各所の公共施設において、シャープマーケティングジャパン等が取り扱いを行っている証明書交付が可能なマルチコピー機を設置するという方法もありうるのではないかと。こうした取り組みが進めば、現在窓口対応を行っている職員を企画業務に従事させる等といった職員の配置上の課題も解決できるのではないかと。</p>	<p>窓口業務が各種証明書等の交付だけであれば、ご意見のようなことも考えられますが、窓口業務は交付事務だけでなく、利用者ご本人によって申請していただく必要がある「住民異動届」や「戸籍の移動」などのほか、高齢者や障害者の方々の福祉の相談窓口もあり、庁舎には全ての人に利用していただく機会があります。そのため、ユニバーサルデザインへの対応は重要と考えます。ただし、本市でも公共施設のマネジメントとして、出張所や連絡所等の適正配置への効果を考え、コンビニ交付の導入検討を進めています。</p>

整理番号	市民意見	市の考え方
23	<p>【1-3 新庁舎整備の背景(3)新庁舎の必要性p.6】あり方検討会での「決定」を踏まえて庁舎研究会が発足し、庁舎研究報告書が示されているとあるが、あり方検討会の決定後に庁舎建設基金が廃止されている。あり方検討会における庁舎の耐震補強を実施しないという決定はあくまで庁舎建設基金の存在が前提であると考え、庁舎建設基金廃止後に改めて耐震補強を実施しない旨の意思決定は行ったのか。</p>	<p>庁舎建設基金は新たに庁舎建設するための目的で積み立てていたものであり、耐震補強工事等の財源とする場合は庁舎建設基金を廃止して活用することとなります。本市では、耐震補強工事を行わないと決定された後、庁舎建設基金に依らない庁舎整備を基本方針とし、平成27年年10月に「柏原市公民連携（PPP）ガイドライン」を策定して、平成27年10月13日から11月30日まで「市庁舎整備に係る公民連携事業の提案」の募集を行っています。また、平成27年第4回定例会において庁舎建設基金条例の廃止の議決を得ましたが、その中で、庁舎整備は民間提案の中で実現可能性の高い提案を基本に進める方針などをご審議いただいています。その後、平成29年度に市町村役場機能緊急保全事業が創設され、民間提案と比較しても財政負担の軽減が図れることから、この起債を充当する財政計画を前提に、平成29年第3回定例会において基本構想等策定事業の補正予算を上程し、市議会の議決を得たものです。</p>
24	<p>【1-3 新庁舎整備の背景(3)これまでの取組p.4】一般に、庁舎の建設等、大規模公共工事を行う際には住民への丁寧な説明が求められると考えられるが、過去の経緯を踏まえた説明会の実施など、住民の意見を吸い上げる場を作るべきではないか。庁舎整備にかかる住民の声をどのように取り入れるのかを示されたい。他市の事例では、市民フォーラムや市民委員会等を設置し、住民の意見を庁舎整備に取り入れる例がみられるが、当市においてはそうした取り組みは行わないのか。今後は基本構想から基本計画、基本設計と流れていくかと思われるが、どの段階で住民の意見を取り入れ、反映させる予定か示していただきたい。あわせて、本事業への市民参加のあり方について、柏原市まちづくり基本条例との整合性を念頭において、市の考え方を示していただきたい。</p>	<p>整理番号16のとおりです。</p>
25	<p>【1-3 新庁舎整備の背景(3)これまでの取組p.4】「柏原市役所庁舎における耐震・防災対策を踏まえた今後のあり方検討会」の決定は、庁舎建設基金の残存が前提の議論であり、庁舎建設基金の残高がない今、その結論を現在の議論の下敷きにするのは道理に合わないと思われる。現在の財政状況や社会情勢を踏まえ、改めて検討を行うべきではないか。</p>	<p>整理番号23のとおりです。</p>
26	<p>【2-1 新庁舎の建設に向けた基本的な考え方上位・関連計画の方向性p.9】事業の歳出規模の大ききから「柏原市行財政健全化戦略」との整合性を取る必要があると考えるが、記載が漏れているのではないか。</p>	<p>柏原市行財政健全化戦略では、現在実施している事務事業を対象に「削減や縮減」に取り組んでいます。しかしながら、ご意見のとおり、新庁舎建設事業の歳出規模は大きいことから、今後、大きな負担とならないような財政計画を進めるとともに、民間提案や民間ノウハウを導入して事業費が抑制できるように努めたいと考えています。</p>

整理 番号	市民意見	市の考え方
27	<p>【2-1 新庁舎の建設に向けた基本的な考え方上位・関連計画の方向性p.9】 柏原市総合計画は、当市のすべての行政運営にかかる総合的な指針を定めた計画であると認識しているが、第4次柏原市総合計画に定めている市庁舎に関する政策目標、重点目標がクリアできているのか。特に、庁舎建設基金の廃止などの経緯を踏まえた行財政改革の進展の度合い、また、市民主体のまちづくりの実現という意味では本事業の情報公開・住民参加の仕組みづくりの不足等が懸念される。単純に該当箇所を抜き出すだけでなく、どこができていて、どこができていないのか、できていない部分についてはどうするのかといった説明が必要ではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、総合計画は行政運営に係る総合的な指針です。その指針に基づいて「都市計画マスタープラン」や「公共施設等総合管理計画」等の個別計画を策定し、まちづくりに取り組んでいます。基本構想において上位計画を抜粋して記述した理由は、庁舎整備が上位計画に位置付けされた施策であることを確認したものです。ご意見にある総合計画の進捗度合いについては、平成28年(2016)9月に前半期の総括と後半期の取り組み方を公表しており、また、次期総合計画の策定において、現総合計画の総括を行う予定です。</p>
28	<p>【2-1 新庁舎の建設に向けた基本的な考え方上位・関連計画の方向性p.9】 都市計画マスタープランにおいて、市役所周辺を都市核として位置付ける、あるいは柏原駅と国分駅の結節機能を強化するとあるが、そうした都市機能の強化の具体策の中身について本構想で触れられていないのはなぜか。</p>	<p>本市は地勢的に大和川を挟むため、その両側で都心核が形成されています。JR柏原駅周辺と近鉄河内国分駅周辺がその都心核となりますが、その中間点に市役所があります。この市役所周辺を都心核とすることで、大和川で分断された市のネットワークが強化できると都市計画マスタープランでは位置付けています。また、市役所周辺は「公共・公益施設用地」として利用とすることとしており、今回の庁舎整備は、その中心となる市役所の機能を保全するために実施するものです。そのため、ご意見にあります「都市機能の強化の具体策」が「核となる市役所の整備」となります。</p>
29	<p>【2-1 新庁舎の建設に向けた基本的な考え方上位・関連計画の方向性p.9】 本来であれば、本事業よりも先に「立地適正化計画」を策定する必要があるのではないかと考えます。上位計画から定めなければ、新庁舎が備えるべき必要な機能が洗い出せず、建設後に想定外の追加コストがかかるということが想定される。また、立地適正化計画を策定することにより、中心市街地活性化法に基づく国の関連予算による措置を受けられるといったこともありうると思うがどうか。</p>	<p>立地適正化計画の策定は、人口の急激な減少と高齢化を背景とし、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまり、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直すために推進されているものです。市役所周辺は、JR線や近鉄線、国道25号や大和川に挟まれた土地であり、医療・福祉施設や住居等の形成を図る余裕がないことから、都市計画マスタープランにおいても、「公共・公益施設用地」として利用とすることとされていると考えます。立地適正化計画の趣旨から考えると、立地適正化が必要となる地域はJR柏原駅周辺と近鉄河内国分駅周辺が考えられ、それによって中心市街地活性化が図られれば、市役所周辺はその2つの都心核の結節機能としての役割がさらに増してくると思えます。</p>
30	<p>【2-1 新庁舎の建設に向けた基本的な考え方上位・関連計画の方向性p.9】 本事業の大きな目的は、耐震性能を満たして防災拠点としての性能を満たすことにあるのであるから、地域防災計画だけでなく「業務継続計画(BCP)」との関連性を示す必要があると考えるが、記載が漏れているのではないかと考えます。</p>	<p>現在、業務継続計画(BCP)を策定中であり、ご意見のとおり、業務継続計画(BCP)に新庁舎は位置付けていきます。</p>

整理番号	市民意見	市の考え方
31	<p>【2-3 新庁舎の建設に向けた基本的な考え方基本理念と基本方針求められる基本性能p.12-13】 基本理念・基本方針が半世紀前かと思われるレベルで古くさい。基本方針に至っては、これが満たされていなかったら住民訴訟ですよ？的な当たり前のことを書いているだけで何の方針にもなっていない。例えば、基本理念に市民生活の中心となる庁舎とあるが、2018年の現在、庁舎を生活の中心においている住民はほとんどいないと思われる。それは、当市の地勢や交通路等を考えた場合、庁舎が徒歩圏内ではない堅上エリアや国分エリアの住民が、憩える空間を求めて頻繁に新庁舎に集まるかという、そうはならないであろうことは容易に想像がつくものかと思う。重要なのは庁舎そのもの（ハコ）ではなく、市のサービス、住民サービス（ナカミ）である。過去ではなく、未来の庁舎に求められる機能を洗い出して、その内容にそった基本理念としていただきたい。行政を担うのは一義的には特別職・一般職の職員であろうが、自治体間競争の激化する今般、それだけでは他自治体に対して優位に立つことはできない。当市の住民、あるいは住民でない方も巻き込んで、従来の自治体にはない新たな発想・行動力を自治体のエネルギーとして活用することが不可欠である。住民参加型・住民主導型のまちづくりというところでは、例えば、人口規模・財政状況等は異なるものの、考え方としては東京都武蔵野市の例（ハコモノとしては武蔵野プレイスの例）などが参考になろうかと思う。</p>	<p>今回の庁舎整備は、未耐震の庁舎の機能保全を目的に整備するものです。整理番号27の市の考え方のおり、2つの都心核の結節機能を強化する具体策として「核となる市役所の整備」を行うことから、基本理念や基本方針についてはオーソドックスな方針となっています。ただし、「憩える空間を求めて頻繁に市庁舎に集まるか」というご意見には、「憩う」ということの整理が必要と考えます。また、東京都武蔵野市の事例をご提案いただいておりますが、JR柏原駅周辺や近鉄河内国分駅周辺の整備や、その周辺にある公共施設の再編等の検討において参考とさせていただきます。</p>
32	<p>【2-3 新庁舎の建設に向けた基本的な考え方基本理念と基本方針求められる基本性能p.12-13】 視点がすべて行政の視点になっている。そして、行政の視点になっている割には具体性に欠けている。市として人件費も含めた行政運用コストの削減に取り組まれていることかと思うが、その動きは今後も止まることはないと思う。であれば、どのように行政に対する住民参加を進めるか、悪く言えば、現在は市職員が行っている政策の企画・実行も含めた街の活性化プロセスをどのように住民にタダで肩代わりしてもらおうか、ということを考えなければならない。そのためには、市の持っている情報、市しか持っていない情報をいかに迅速に住民にわかりやすい形で住民に提供できるか、住民をどのようにその情報拠点である庁舎（インターネットでの情報公開というものもありうるだろうが、生の情報を持っており、その解釈までできる職員が一番重要なので、そうした職員のいる拠点）に継続的に引きつけるか、住民が住民の意思として勝手に組織化されていき、しかもその組織がその考えを行動に移していけるように誘導するためにはどのような環境を準備せねばならないか、そうした観点で考えることが必要ではないか。市の財政を考えると、「建て替えると市のサービスレベルが10倍になります」ならともかくも、「ぼろくなったから建て替えます、できる前とできた後の性能は同じか、ちょっとアップする程度です」ではお話にならない。「基本構想」なのに、ビジョンがなく、ストーリーが貧弱で、実現するためのプロセスも不明瞭であって、これコンサル入れる意味ある？という感じ。</p>	<p>基本理念と基本方針については、整理番号31のおりです。本市は市民協働のまちづくりに取り組んでおり、今回、市民サービスの拠点である庁舎を「市民の安全・安心の拠点」として整備することで、ご意見にある「市民協働のまちづくり」の環境整備の一端になると考えています。</p>

整理番号	市民意見	市の考え方
33	<p>【3-1 新庁舎の整備方針求められる庁舎規模p.15】庁舎規模の与条件を2021年度の職員数としているが、前提を改めてはどうか。建て替え後の新庁舎の使用年数を仮に現庁舎同等の50年程度とした場合、次回の建て替えは2070年前後と見込まれる。このとき当市の人口は30,000~50,000名と推計され、現人口と比較して3割から6割の減少ということになる。適切なメンテナンスを行えば鉄筋コンクリート造建築物の寿命は100年ともいわれており、また今後の建築技術の進展によりさらに寿命が延伸すると考えれば上記の差異はさらに大きくなる。こうして考えると、人口減の底打ちが見られない今、将来的に市の人口規模と比較して庁舎規模(床面積)が過大となり、当市の将来財政を圧迫することになるのは明白である。すでに現時点において当市の公共施設は市の規模と比して過剰であり、40年間で2割から5割の延べ床面積を削減する必要がある(柏原市公共施設等総合管理計画による)ことから、与条件については2021年度の職員数ではなく、数十年先の職員数とすべきではないか。なお、職員数が基本指標に達するまでの間については、既存公共施設をサテライトとして用いるものとし、公共施設の整理統合のタイミングや職員数の減少に合わせ、徐々に本庁舎へ人員を移動させるものとする。これにより、当初の想定よりも庁舎規模をコンパクトにすることができ、費用を削減することが可能になると考えられる。</p>	<p>サテライト方式のご提案ですが、庁舎研究でも分庁舎化の研究をしており、耐震性があり転用が可能な公共施設は柏原地区に多いこと、その転用に伴う改修費用のこと、また、駐車場の確保といったことなど、市民の利便性やコスト的なことの課題が多くあります。また、ご意見のとおり、柏原市公共施設等総合管理計画では施設総量2割削減の目標があります。別館は2000平米あり、想定庁舎規模10500平米の2割相当となります。建築物は建設年度の古いものから老朽化していくことを考えると、別館は公共施設等総合管理計画における将来の削減対象になるのではと考えています。</p>
34	<p>【3-1 新庁舎の整備方針求められる庁舎規模p.15】災害対策室が630平米として新庁舎床面積の約6%を占めているが、災害対策室は常設ではなく非常設であることから、少なくとも災害対策本部室100平米と災害対策会議室300平米の計400平米については、平時はその一部を可動壁を用いた会議室とすることなどにより、その面積を削減できるのではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、普段は会議室とするなど併用や兼用で使用できるように考えています。</p>
35	<p>【3-1 新庁舎の整備方針求められる庁舎規模p.15】全国各自治体において情報公開を進めながら実施している計画であるため、イニシャル記載する必要はないのではないか。後年の検証や参考情報としての情報価値を高めるため、市町村名を明記していただきたい。市町村の明記がなければ、記載の市町村が当市の類似団体かどうかすら検証できない。 (さらに言えば、本資料に限らないが、出典資料のURL等を脚注等において記載していただきたい。)</p>	<p>市町村名、URL等を明記します。</p>
36	<p>【3-2 新庁舎の整備方針新庁舎の建設位置p.23】教育センターを解体することだが、教育センターの耐震診断の結果もあわせて示されたい。耐震強度に問題ないようであるなら、教育センターは必要に応じて耐震工事を行いながら継続利用することで新庁舎をコンパクトにするとともに、将来的には柏原市公共施設等総合管理計画に基づく余剰床面積の削減対象とする方法もあるのではないか。</p>	<p>教育センターは民間の商業施設を取得したものです。そのため、市の取得年は現庁舎より1年後ですが、建築年数は現庁舎より経過しています。耐震診断は未実施ですが、耐震性能は良くて現庁舎と同程度かと推測されます。ご提案の将来の削減対象については、整理番号33をご参照ください。</p>
37	<p>【3-2 新庁舎の整備方針新庁舎の建設位置p.23】教育センター解体から新庁舎建設までの間、現在教育センターに存在する各部室(1500平米程度)はどこへ仮移転する予定か。</p>	<p>現在、検討中です。</p>

整理番号	市民意見	市の考え方
38	<p>【4-1 新庁舎建設事業の進め方事業手法についてp.31】デザインビルド方式は、東京オリンピック等で採用されているものの、いわゆるカネに糸目はつけないスピード勝負という一点を実現させるために特例的に採用されたものであり、上記のような課題から公共事業における公正性・透明性を確保しているとはいいがたい(悪く言えば、不正の温床にもなりうる)方式であるという考え方もできるため、公共工事の発注手法として定着しているとはいいがたく、参考にしうる有効な先進事例も少ないと思われる。</p>	<p>整理番号10と整理番号15のとおりです。</p>
39	<p>【4-2 新庁舎建設事業の進め方財源及び事業スケジュールについてp.33】費用の概算を示すべきではないか。あわせて、耐震改修を行う場合など、他の手法を用いた場合と比較を示してほしい。概算については、単に建設費用だけではなく、ライフサイクルコストの観点も踏まえ、新庁舎の供用期間におけるメンテナンス費用も含めた全期間を通しての数値を示していただきたい。</p>	<p>整理番号8のとおり、概算事業費等は基本計画案でお示しする予定です。また、この基本構想等の策定と合わせ、行政系施設のメンテナンスサイクルコストや今後の長寿命化の方針等を示す個別施設計画を策定中ですので、策定完了後、ホームページで公表します。</p>
40	<p>【4-2 新庁舎建設事業の進め方財源及び事業スケジュールについてp.33】財源について、具体的な記載がないのはなぜか。他市の事例でいえば、基本構想の段階で(1)概算建設費、(2)概算総事業費とそれぞれの財源内訳を示し、また起債を行う場合についてはその償還シミュレーションが示されている例が多いが。</p>	<p>整理番号8のとおりです。</p>
41	<p>【4-2 新庁舎建設事業の進め方財源及び事業スケジュールについてp.33】表1-5よれば、本案件については1995年から継続した取組みを行っているとのことである。また、2013年のあり方検討会では庁舎建設費の試算が示されていたかと思われる。そして2015年には民間提案も求めているという事実がある。であるにも関わらず、庁舎建設費の概算も示されていないのはどういう理由によるものか。</p>	<p>整理番号8のとおりです。</p>
42	<p>【4-2 新庁舎建設事業の進め方財源及び事業スケジュールについてp.33】柏原市は、2015年度に庁舎を建て替えるための「庁舎建設基金」約16.4億円を取り崩し、柏原市立病院の赤字補填のため病院会計へ繰り入れている。この事実は、本事業の財源問題における非常に重要なポイントであると考えられるが、それが本構想のどこにも記載されていないのはなぜか。</p>	<p>ご意見のとおり「庁舎建設基金」を約16.4億円を取り崩し、柏原市立病院の赤字補填のため約6.7億円を病院会計へ繰り入れています。この庁舎建設基金が廃止された後に、本計画が進んでいることから、現時点の財政計画では市町村役場機能緊急保全事業の起債を充当することとしています。</p>
43	<p>【4-2 新庁舎建設事業の進め方財源及び事業スケジュールについてp.33】2015年に市が実施した、特定目的基金である庁舎建設基金の廃止と特別会計である病院会計への当該基金の繰り入れは、市が庁舎の建て替えよりも市立病院の経営の立て直しを優先させた、言い換えれば、庁舎の建て替えを先送りしてでも病院経営を立て直すという意思を示し、それを議会が議決したものと受け止めていた。市立病院の経営に好転の兆しが見えない中、新庁舎建設を進めようとするにつれて、事前に議会の議決を得ておかないのはどういう理由からか。</p>	<p>整理番号23のとおりです。</p>

整理番号	市民意見	市の考え方
44	<p>【4-2 新庁舎建設事業の進め方財源及び事業スケジュールについてp.33】 柏原市の財政調整基金の残高は16.8億円程度であり、標準財政規模の約11%である。財政調整基金の適正規模は標準財政規模の10~20%といわれており、十分とはいえない状況にある。財政調整基金は、あくまで一般会計のバッファであって、庁舎の建設等といった大規模公共投資に流用することは基本的には想定していない(その場合は特定目的基金を利用する)という認識であるが、本事業の財源として、財政調整基金をどの程度用いる見込みなのか、用いる場合は将来の一般財源に対するバッファがその分減少することになると思われるが、それに対してどのような方策を取るのか、それぞれ具体的に教示いただきたい。</p>	<p>庁舎建設の財政計画として、市町村役場機能緊急保全事業の充当を考えています。本事業債は全事業経費のうち対象となる経費の90%に充当され、残りの10%と対象とならない経費の合計が本市の負担分となります。ご意見にあるように、平成27年度に市立柏原病院に繰入を行うために庁舎建設基金約16.4億円を廃止しましたが、そのうち、病院に繰り入れた約6.7億円を差し引いた約9.7億円について、市議会の議決をいただき、財政調整基金に積立てています。したがって、財政調整基金残高のうち、一部は庁舎建設のために活用することが可能ではないかと考えます。なお、現在、行財政健全化戦略(第2期)の目標達成に向け、決算において、財政調整基金を取り崩すことなく、収支均衡を図ることに努めています。財政調整基金を取り崩すことなく、収支均衡の決算が達成できると、決算において発生した余剰金の2分の1を財政調整基金に積み立てることとなっています。平成28年度決算においても、財政調整基金を取り崩すことなく、実質収支約1.8億円の黒字となり、2分の1以上である1億円を財政調整基金に積立てたところです。平成29年度決算は、まだ確定していませんが、毎年、財政調整基金を取り崩すことなく、実質収支の黒字を目指し、少しでも多くの余剰金を財政調整基金に積立てることに努めます。</p>
45	<p>【4-2 新庁舎建設事業の進め方財源及び事業スケジュールについてp.33】 あり方検討会の議事録には、新庁舎建設による起債のため、住民税を上げることが必要であるという旨の発言があるが、具体的にはどの部分(均等割、所得割等)がいくら(金額)、いつまで(期間)上がるのか、ということを示していただきたい。</p>	<p>財政計画については、整理番号44のとおりです。</p>
46	<p>【4-2 新庁舎建設事業の進め方財源及び事業スケジュールについてp.33】 耐震化が未実施の本庁舎を持つ全国の市町村の数と、事業債の活用までの期限の短さ、それに対する各市町村の事業の進展状況、また2020年以降の建設業界の市況予測から、事業債の活用期限の延長等の可能性も十分考えられるのではないかとと思われるが、国や府、各基礎自治体等から情報収集されているのであれば、感触を示していただきたい。</p>	<p>現時点で市町村役場機能緊急保全事業の起債について示されている方針は、整理番号18のとおりです。</p>
47	<p>【4-2 新庁舎建設事業の進め方財源及び事業スケジュールについてp.33】 市町村役場機能緊急保全事業債の要件として、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置付けるものが要件とあるが、当市において業務継続計画はまだ示されていないのではないかと。であれば、基本構想・基本計画より前に業務継続計画を策定すべきではないのか。大規模公共投資について、高額な措置がされそう(ただし確証はない)、ということだけで見切り発車しているのではないかと。</p>	<p>整理番号30のとおりです。</p>

整理番号	市民意見	市の考え方
48	<p>【4-3 新庁舎建設事業の進め方事業の進め方p.34】庁舎の設計・建設・維持管理・運営等について市が個別に発注する従来方式と比べ、複数の民間事業者がコンソーシアム等を組むことを想定しているDB方式は、特に透明性・公正性を旨とし、特定の事業者ありきで発注することが許されない公共事業においては民間事業者の選定に時間がかかると見込まれるが、2020年度内に供用開始必達とするスケジュール感に無理は出てこないのか。スケジュールありきで動いた場合、計画・設計の詰めが甘くなって追加コスト、または計画・設計の詰めが甘くて機能不足となることが容易に想像できるが。プロジェクト管理も含め、どうマイルストーンを置いて進めていくのか、また、工期の逆算などによって、いついつまでに基本設計が終わらなかつたら、あるいは基本計画の策定が終わらなかつたら事業債の起債が見込めなくなるのでいったん立ち止まり、スケジュールではなくコスト優先のプロジェクト管理に切り替える、あるいは機能やスケジュール等の再考をするために凍結するのか、という退出基準ことをあらかじめ示してはどうか。</p>	<p>本事業のマイルストーンについては、市町村役場機能緊急保全事業の起債の同意が得られるかという点になります。当然のことながら、この起債の同意が得られなければ、事業の実施方法を再考することになると考えますが、現在、その同意が得られるよう大阪府に事前相談を行いながら、慎重に進めております。なお、設計施工一括発注方式へのご意見については、整理番号10のとおりです。</p>
49	<p>【その他】「耐用年数」とは税法上の概念であり、建物そのものの寿命とは異なるため、資料において仮に物理的寿命という意味で「耐用年数」という語を用いているのであれば、別の用語に改めようか。</p>	<p>ご意見のとおり、耐用年数には、「法定耐用年数」、「物理的耐用年数」、「経済的耐用年数」、「機能的耐用年数」等の定義があります。鉄筋コンクリートの庁舎等の法定耐用年数は、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)」から50年と考えます。基本構想(案)の中で引用している庁舎研究報告書での耐用年数60年は一般的な鉄筋コンクリート構造物の耐用年数としており、耐用年数60年だから建替えるということではなく、その時点で「継続使用できるのか」、「建替える必要があるのか」、という検討が必要になるということを記述しており、基本的にいただいたご意見と同じ考え方です。</p>
50	<p>【その他】耐震性能の高い庁舎を建設すると読めるが、耐震性能は年々落ちるものであり、また、南海トラフ地震や東南海・南海地震以外にも、政府の地震調査研究本部において本市に対して大きな被害(おおむね震度6強以上)をもたらす可能性があるものとして、生駒断層帯地震、上町断層帯地震、中央構造線断層帯地震などが、今後30年間(新庁舎の供用期間)において発生確率の高い地震として示されているところである。こうした地震に見舞われた場合、経年劣化に加え、耐震性能が下がることは容易に想定できる。こうしたことから、建設コストは1~2割増すとされているが、地盤条件に問題がないのであれば、免震構造とすることも検討し、比較の対象としてはどうか。</p>	<p>地震対策としては、耐震構造、制震構造、免震構造があり、それぞれの構造については、耐震構造は低層建築、制震構造は高層建築、免震構造は中高層建築に用いられるのが一般的です。ご意見のとおり、耐震構造では大地震後は補修が必要となり、免震構造では耐震構造に比べてコストが高くなります。現在、新庁舎8500平米の規模から考えると、3階建てから4階層建ての庁舎が想定され、低層建築から中層建築に分類となることから、総合的な比較検討が必要と考えています。</p>